

平成 29 年 1 月 31 日
九州管区行政評価局

食品表示に関する実態調査 ＜改善意見通知に対する回答（改善措置状況）等の概要＞

九州管区行政評価局（局長：角田 祐一^{つのだ ゆういち}）は、食品表示制度の適切な運用を促進する観点から、関係機関による指導監視の実施状況等を調査し、必要な改善措置について、九州農政局等に通知しました（平成 28 年 10 月 13 日通知）。

この度、九州農政局等から、これに対する改善措置状況について回答がありましたので、公表します。

併せて、当局が実施した科学分析調査の結果、正しくない可能性があった食品表示（アレルギー表示）について、関係機関による調査、指導が実施されましたので、公表します。

[本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

担 当：第一部 第1 評価監視官
作間 正和

電話（直通）： 092-431-7086

F A X： 092-431-7085

○「食品表示に関する実態調査」の結果に基づく改善措置状況<概要>

<調査の背景>

- ・ 食品の表示は、食品の内容を正しく理解し、食品の選択や、摂取する際の安全性を確保する上で重要な情報源。一方、従前から消費者の信頼を揺るがす産地偽装などの事件は、九州地方においても発生

調査実施時期：平成 28 年 5 月～10 月（改善意見の通知：10 月 13 日）

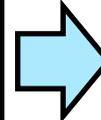
意見通知先：九州農政局、
独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター (FAMIC 福岡センター)

回 答 日：平成 29 年 1 月 12 日、18 日

主な改善意見（調査結果）

指導監視対象事業者の的確な把握（外部機関のデータを活用した一斉点検、定期的な照合作業の実施）【九州農政局】

- ・ 九州農政局の県域拠点、食品関連事業者のデータを蓄積し、巡回調査等の指導監視を実施
- ・ しかし、被疑情報が寄せられるまで未把握の指導監視対象あり
- ・ 外部機関作成のデータベースを活用した、蓄積データの一斉点検なし

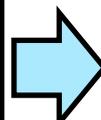


主な改善措置状況

- 早急の対応として、県域拠点の管理職員を参集した会議等により指示
- 食品衛生法許可施設リストを活用した事業者データマスタの一斉点検
 - 関係団体のホームページ閲覧による新規出店情報等の収集
- 平成 29 年度以降の取組として県域拠点の管理職員に対し事務連絡により指示
- ・ 定期的な食品衛生法許可施設リストの入手等により、食品関連事業者の新設・改廃情報等を収集し、適切に事業者データマスタに反映

違反の再発原因の究明、立入検査報告書等への記載【九州農政局】

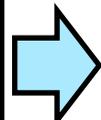
- ・ 農林水産省は、違反に常習性がある等の場合には、「指示」（事業者名を公表）を実施する方針。九州農政局は、県域拠点の立入検査報告書等に基づき、違反事業者に対する措置区分を判断
- ・ しかし、再発している事業者に係る立入検査の報告書等に、再発原因の分析結果等の記載なし



- 同一事業者の再発事案に係る再発原因の究明を徹底させるため、県域拠点の管理職員に対し事務連絡により指示
- 前回違反に係る再発防止策の履行状況や見直し状況を確認した上で、違反の再発原因を確認
 - ii) i) による確認結果の立入検査報告書への明記

証明書確認に係る事業者に対する一層の啓発【FAMIC 福岡センター】

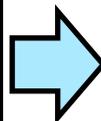
- ・ 豆腐に遺伝子組換えでない旨を表示するためには、原材料が遺伝子組換え大豆と分別管理された証明が必要
- ・ FAMIC 福岡センターは、毎年度、事業者に対する分別管理の実施状況の調査、啓発を実施。しかし、証明書により確認する意識の乏しい事業者あり



- 製造日前に必要な証明書を保有していない製造業者に対し、非遺伝子組換え原料流通マニュアルの配布等とともに、製造日前の証明書入手の必要性について、啓発を実施
- FAMIC 本部が報告様式を改正し、福岡センターは口頭啓発を実施した場合は、その内容と方法を記載して FAMIC 本部に報告
- 上記取組は FAMIC 本部から全国の各センターに周知

被疑情報の受付について一層の周知（ホームページに加え、電話帳、パンフレット等）【九州農政局】

- ・ 消費者等からの被疑情報は、指導監視の端緒となる重要な情報源
- ・ しかし、消費者等が九州農政局の受付窓口を知る機会は減少（受付内容が被疑情報に絞り込まれたことに伴い、電話帳の相談コーナーから食品表示 110 番の案内を削除 等）



食品表示 110 番の周知を図るため、県域拠点の管理職員に対し、事務連絡により周知ビラの常置を消費生活センター等へ要請するなど、一般消費者が食品表示 110 番を知り得るような対策を行うよう指示
九州農政局メールマガジンへの食品表示 110 番に係る記事掲載のほか、契約電話会社に対し、食品表示 110 番の電話帳への掲載を申請

○ 科学分析調査に基づく通知への対応状況<概要>

当局の科学分析結果の通知（正しくない可能性がある表示）について、指導済み

分析項目	食品	科学分析結果	通知先（指導監視機関）における対応状況
表示のない アレルギーの混入	そうめん ※「そば」について、原材料への表示のほか、混入可能性の注意喚起表示もなし	食品 1g 当たり 20 μg 以上の「そば」を検出（基準値の 2 倍以上） ※ 「そば」については、アレルギーの発症頻度は、卵や牛乳ほど高くはないが、呼吸器症状を起しやすく、アレルギーが体内に入ると、急激なショックで意識を失うなどの <u>アナフィラキシー症状等の重篤な症状も多い</u> とされる。	【通知先：福岡県 H28. 8. 31 付け】所管保健所が販売者・製造者に対する調査・指導を実施済み 【原因】 (情報共有の不足) ・ 販売者（表示責任者。表示を作成）は、製造者がそばとそうめんを同一ラインで製造していることを知らず、コンタミネーションの可能性を考慮していなかったこと (表示に対する確認不足) ・ 製造者は、販売者から支給された表示（包装袋）の確認を未実施 【主な指導内容】 ・ 販売者：コンタミネーションの可能性のあるアレルギーの適切な表示 ・ 製造者：コンタミネーションの防止、自社作成又は販売者等から支給される表示の確認 (注) コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、特定原材料（アレルギー）がごく微量混入することをいいます。

(注) 本件については、当局から九州管内の県、保健所設置市等に対し、今回明らかとなった原因等を参考連絡した。

食 品 表 示 に 関 す る 実 態 調 査

改善意見及びその回答(改善措置状況)

<調査実施時期：平成28年5月～10月、意見通知先：九州農政局・FAMIC福岡センター、意見通知日：平成28年10月13日、回答日：平成29年1月12日、18日>

改善意見	九州農政局及びFAMIC福岡センターの回答(改善措置状況)
<p>1 食品表示に関する指導監視の的確な実施</p> <p>(1) 指導監視対象事業者の的確な把握</p> <p>九州農政局は、一般調査による指導監視の対象となる広域の食品関連事業者を的確に把握する等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① iタウンページや、県等の食品衛生部局が作成している食品衛生法許可施設リストなど外部機関が作成しているデータベースを活用して、事業者データマスタの一斉点検を実施するとともに、定期的な照合作業を行うこと。</p> <p>② 総合スーパー等については、時期を定めて定期的かつ網羅的にホームページを閲覧し、店舗の新設・改廃情報を事業者データマスタに反映するとともに、新設店舗に対しては、遅くとも出店の翌年度までに一般調査を実施するよう、年間計画において優先して選定すること。</p>	<p>(九州農政局)</p> <p>広域の食品関連事業者を的確に把握する等のため、次の措置を講じた。</p> <p>① 平成28年11月8日、各県拠点の管理職員(食品表示監視業務担当。以下同じ。)を参集した会議において、以下の事項を指示した。</p> <p>ア 県等の食品衛生部局が作成している食品衛生法許可施設リストを活用し、事業者データマスタの一斉点検を実施すること。なお、各月末時点の一斉点検の進捗状況を報告すること。</p> <p>イ 総合スーパー等の新設店舗については、可能な限り、年間計画を変更し、平成28年度内に一般調査を実施すること。なお、各月末時点の年間計画の変更状況を報告すること。</p> <p>② 平成28年12月15日、各県拠点の管理職員に対し、上記①アの点検作業に併せて、以下の手段による情報収集を実施するよう、メールにより指示した。</p> <p>ア 自治体のホームページ(大規模小売店舗立地法の届出状況)及び民間団体のホームページ(小売店の新規出店情報)の閲覧(実施時期：平成28年12月)</p> <p>イ 総合スーパー等のホームページ(店舗情報)の一斉閲覧(実施時期：平成29年1月～2月)</p> <p>③ 各県拠点では、上記①及び②の指示に基づき、事業者データマスタの一斉点検等を行っているところである。</p> <p>④ 平成29年度以降の業務に係る取組として、平成29年1月10日、各県拠点の管理職員に対し、事務連絡により、以下の事項を指示した。</p> <p>ア 定期的に、食品衛生法許可施設リストの入手、各種ホームページの閲覧により、食品関連事業者の新設・改廃等の情報を収集し、新たに得た情報については、適切に事業者データマスタに反映すること。</p> <p>イ 総合スーパー等の新設店舗については、遅くとも翌年度までに一般調査を実施するよう、年間計画において優先的に選定すること。</p>

改善意見	九州農政局及びFAMIC 福岡センターの回答（改善措置状況）
<p>(2) 同一事業者の再発事案に係る再発原因調査の実施</p> <p>九州農政局は、違反を再発した食品関連事業者に対する指導の徹底及び指導区分の判定に必要な情報を的確に把握する観点から、違反を再発した事業者に対する立入検査に当たっては、担当する同局県域拠点に対して、前回の違反事項へのその後の改善対応が不十分で再発したのか、別異の原因により発生したのか等、前回の違反との関連性や、再発の原因を究明させるとともに、その結果を立入検査報告書等に記載させる必要がある。</p> <p>(3) 遺伝子組換えに関する表示に係る監視の確実な実施</p> <p>FAMIC 福岡センターは、遺伝子組換えに関する表示に係る監視の確実な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 製造業者が製造日前に必要な証明書を保有していない場合には、当該業者に対して証明書を保有する必要性について説明した上で、今後は製造日前に証明書を入手しておくよう一層の啓発を行うとともに、その事実を報告書に明記すること。</p> <p>② 製造業者が製造日前に必要な証明書を保有していないことについては、その事実をFAMIC 本部に報告するよう規定するなどについて、FAMIC 本部と調整を図ること。</p>	<p>(九州農政局)</p> <p>同一事業者の再発事案に係る再発原因の究明を徹底させるため、次の措置を講じた。</p> <p>① 平成 28 年 11 月 18 日、各県拠点の管理職員に対し、事務連絡により、次の事項を指示した。</p> <p>ア 食品関連事業者に対する立入検査の結果、違反の再発を確認した場合は、前回の違反に係る再発防止策の履行状況や見直し状況を確認した上で、違反の再発原因を確認すること。</p> <p>イ アの確認結果を立入検査報告書に明記すること。</p> <p>② 各県拠点では、それぞれ管理職員から食品表示監視業務担当職員に対して、当該指示内容を徹底した。</p> <p>(FAMIC 福岡センター)</p> <p>① 製造業者が製造日前に必要な証明書を保有していない場合、次の対応をすることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の別添の「バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針」及び「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換え原料（大豆、とうもろこし）確保のための流通マニュアル」（平成 13 年 12 月改訂の農林水産省総合食料局品質課）を製造業者に配布して、その内容を説明するとともに、製造日前に証明書を入手することの必要性を啓発する。 平成 28 年 12 月 27 日にFAMIC 本部により関係規程が改正され、報告書に、口頭啓発を実施した場合の内容と方法を記載する項目が設けられた。今後は、当該様式に口頭啓発に係る内容を明記する。 <p>② 製造業者が製造日前に必要な証明書を保有していない場合はその事実を報告書に明記し、FAMIC 本部に報告するよう調整した。</p> <p>FAMIC 本部は、その調整結果を反映し、上記のとおり関係規程を改正した。</p> <p>③ 以上の2点について、平成28年12月15日にFAMIC本部により開催されたFAMIC 担当課長会議において、福岡センターを含む各センターに周知された。福岡センターは、当該会議の内容を速やかに関係職員に周知した。</p>

改善意見	九州農政局及びFAMIC福岡センターの回答（改善措置状況）												
<p>2 食品関連事業者及び一般消費者に対する食品表示制度の普及啓発等</p> <p>○ 被疑情報の受付に係る周知</p> <p>九州農政局は、被疑情報の受付を効果的に行い、不適正表示に対する指導監視を一層推進する観点から、同局において被疑情報の受付を行っていることについて、ホームページに加え、電話帳、パンフレット等によって一層の周知を図る必要がある。</p>	<p>(九州農政局)</p> <p>被疑情報の受付窓口である食品表示110番の周知を図るため、次の措置を講じた。</p> <p>① 九州農政局のメールマガジン「アグリ・インフォ九州メルマガ」（平成28年12月号）に、食品表示110番の記事を掲載した。</p> <p>② 平成28年12月28日、各県拠点の管理職員に対し、事務連絡により、食品表示110番に係る周知ビラの常置を消費生活センター等へ要請するなど、一般消費者が食品表示110番を知り得るような対策を行うよう、指示した。</p> <p>③ 平成29年1月6日、契約電話会社に対し、食品表示110番の電話帳への掲載を申請した。</p> <p>(参考) 電話帳への掲載時期等</p> <table border="1" data-bbox="1122 703 2056 874"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>掲載時期</th> <th>掲載予定場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハローページ</td> <td>次期発行時</td> <td>企業名掲載ページ(九州農政局)</td> </tr> <tr> <td>タウンページ</td> <td>次期発行時</td> <td>生活ダイヤルのくらしの相談窓口</td> </tr> <tr> <td>iタウンページ</td> <td>平成29年1月予定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	掲載時期	掲載予定場所	ハローページ	次期発行時	企業名掲載ページ(九州農政局)	タウンページ	次期発行時	生活ダイヤルのくらしの相談窓口	iタウンページ	平成29年1月予定	
区分	掲載時期	掲載予定場所											
ハローページ	次期発行時	企業名掲載ページ(九州農政局)											
タウンページ	次期発行時	生活ダイヤルのくらしの相談窓口											
iタウンページ	平成29年1月予定												